### 第2回 食料・農業・農村政策審議会 議事録

日 時:平成13年3月21日(水)

10:30 ~ 12:00

場 所:三田共用会議所 第四特別会議室

#### 開会

**今村会長** それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回食料・農業・農村政策 審議会を開催いたします。

本日は、明石委員、鈴木委員、武内委員、丹羽委員、浜委員、林委員、森地委員、山田俊 男委員、それから、四ノ宮専門委員、長谷川専門委員、畑中専門委員、虫明専門委員が所用 によりご欠席となっておられます。また、堀江委員は遅れるとのご連絡をいただいておりま す。

そこで、本日の会議の予定を申し上げますと、まず最初に、「平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策」を議題として審議を行うことにしたいと思います。次に、第1回の総会におきまして、会長預かりとなっておりました当審議会の会議の公開につきまして、既に発足しました各分科会の会長の皆様方にいろいろご意見を伺った上で、事務局に案を用意させておりますので、審議してまいりたいと存じます。

なお、本日の会議は12時ごろまでを予定しておりまして、円滑な議事の進行に努めさせて いただくつもりでございますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、まず金田大臣政務官から農林水産大臣のごあいさつをお願いいたしたいと思います。

#### 大臣挨拶

金田大臣政務官 食料・農業・農村政策審議会の皆さん、本当にありがとうございます。この審議会は、日本の農政にとって、そして農林水産省にとってもっとも重要な審議会でございます。皆さん方にこうやってお集まりいただいているのに、谷津大臣が参議院の予算委員会の審議のためにどうしても席を外すことができません。大臣からごあいさつを預かっておりますので、朗読させていただきます。

第2回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。 委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、厚 く御礼申し上げます。

私は、常々、食料・農業・農村施策は国民生活に密着したものであり、その推進に当たりましては、国民の皆様方が何を求めているのか、生産者、消費者、関連産業、それぞれの立場の方々が何を考えているのかを理解し、常に現場感覚をもつことが必要であると主張してまいりました。

他方、食料・農業・農村施策が国民生活に密着したものであることを踏まえれば、国民の皆様や関係者に対して、常に施策内容を明らかにし、その推進にご理解とご協力を賜る必要があります。このような双方向の意思疎通の過程を経て、国民の皆様と私どもとの間に共通の認識が形成されたものと理解し、食料・農業・農村施策の円滑な推進が可能となるものと考えております。

本日お諮りいたします「平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策」 (案)は、このような観点から極めて重要なものであると考えております。すなわち、これが食料・農業・農村基本計画に即し、食料・農業・農村の動向を考慮して、その年度にどのような施策を講ずるかということを国民の皆様に明らかにし、国民合意に基づく施策 の推進に寄与するものであり、食料・農業・農村基本法の理念を具体化する上で非常に重要な役割を担っております。本件につきましては、昨年8月以降、3回にわたる食料・農業・農村政策審議会施策部会でのご審議をいただき、先月末に部会としての結論をとりまとめられ、本日、当審議会において諮問を行う段階までに至ったところでございます。皆様方におかれましては、何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

なお、本日、当審議会においてご答申いただいた上は、できる限り速やかに閣議決定を 行い、皆様のご理解とご支援をいただきながらその推進に全力を尽くしてまいります。

委員、専門委員の皆様方には、これまでのご尽力に対しまして重ねてお礼申し上げますとともに、今後とも農政の推進について引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

農林水産大臣 谷津 義男

代読。本当にいつもお世話になっております。ありがとうございます。

今村会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、本日の総会における審議事項であります「平成13年度において講じようとする食料・農業・農村政策」(案)についての諮問を谷津農林水産大臣にかわりまして、金田大臣政務官からお願いいたしたいと思います。

諮問

# 金田大臣政務官

食料・農業・農村政策審議会会長 今村 奈良臣殿

農林水産大臣 谷津 義男

平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

どうかよろしくお願いします。

### (諮問授与)

**今村会長** ただいま農林水産大臣から諮問いただきました「平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきまして、これから審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から諮問案についての説明をお願いいたします。武本企画評価課長。

# 資料説明

企画評価課長 お手元の資料のうち、参考資料1及び2が動向に関する報告ということで、いわゆる食料・農業・農村白書でございます。資料1、2が講じようとする施策、参考資料3が12年度に講じた施策の関係の資料でございます。

資料につきまして、説明は、参考資料2の「食料・農業・農村の動向に関する年次報告第1部食料・農業・農村の動向」(案)から始めさせていただきたいと思いますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず表紙を繰っていただきますと、そこに巻頭特集というのがございますが、これは後でご説明申し上げます。表紙をめくっていただきますと、ページが括弧書きで(2)、(3)と続いておりますので、それをずっと繰っていただきまして、(15)というところで括弧書きのペ

ージが終わります。それをさらにめくっていただきますと、そこに「第1部食料・農業・農村の動向」というのがあります。これをめくっていただいたところに、「はじめに」というのがございます。これが今年の食料・農業・農村白書についての編成の考え方を記したものでございます。

最初の2パラグラフは、一昨年7月に公布、施行されました食料・農業・農村基本法が制定されるに至った経緯をるる述べておりまして、その次のパラグラフが、昨年3月に策定いたしました食料・農業・農村基本計画について記述しているところでございます。さらにその後には、今年1月の中央省庁等の再編に伴いまして、農林水産省の組織の再編が行われたということで、そのことが触れられているところでございます。

そういった状況のもとで、平成12年度というのが21世紀初頭に当たる年でもあるということを踏まえて、食料・農業・農村基本法の理念及び基本計画の具体的な施策の普及、浸透を図っていくということが何よりも重要であるということをここで述べているところであります。

そのような観点から、3ページ目のところでございますけれども、「以上を踏まえ」というところになりますが、「本報告は、『食料の安定供給確保』『農業の持続的発展』『農村の振興と農業の有する多面的機能の発揮』の3章をもって編成し、各章ごとに食料、農業及び農村をめぐる課題等を集中的に検討した」ものでございます。また、国民の方々に白書の内容についての理解を深めていただく観点から、口絵として、先ほどの巻頭特集というところでありますけれども、農業基本法制定から食料・農業・農村基本法に至る歴史的な流れの理解に資するため、20世紀後半の40年間を振り返る特集ページを設けたところであります。その他、各地の取組み事例でありますとか、関連のコラムを随所に織り込んで、理解の促進を図ったところでございます。

冒頭の巻頭特集のところをごらんいただきたいと思います。どういった内容のものを記し ているかということでございますけれども、表紙の次のページから中身が入ってまいりまし て、昭和35年から平成12年までの40年間について、10年ごとで、一般、食料、農業、農村の 動きというものを記したものでございます。60年代は高度経済成長下での食料、農業、農村 の変化を記述しておりまして、次の4ページ、5ページ目は1970年代ということで、第1次、 第2次の石油危機を経て、我が国経済が安定成長へ移行する過程における食料、農業、農村 の変化をここで記述しております。また、6ページ、7ページは、1980年代を記述しており まして、ここで、例えばRMAというコメのアメリカの団体でありますけれども、日本のコ メ輸入制限撤廃をUSTRに提訴といったようなことだとか、牛肉、かんきつを初めとした 日米農産物交渉等々がこの時期にあったわけでありますが、国際化の進展と食料、農業、農 村の変化をここで記述しております。8ページ、9ページ目が1990年代の事情でございまし て、WTO体制のもとでの我が国の食料、農業、農村のあり方をここで記述しているもので ございます。そのような40年間の変化を踏まえまして、平成11年に食料・農業・農村基本法 が制定されたわけでありますし、西暦2000年3月に基本計画が策定されたわけであります。 今後10年間、この基本計画に即して、食料・農業・農村政策を展開していくということにな っているわけであります。

12ページをごらんいただきたいのですが、目次がございます。ここで全体の構成を再度ご説明申し上げますと、第1部というところに「食料・農業・農村の動向の主な内容」というのが4ページからスタートします。これが動向編、白書の全体の要約になっております。したがいまして、全体を読む前に要約からお読みいただいて、特に関心のあるところだけ、その章をみていただくという見方もできるという形にしております。

第 章「食料の安定供給確保」が10ページからスタートしております。これは、国民に最も身近な食生活の問題から入っていくということを規定しておりまして、特に今年の場合には、食と農の距離の視点から諸課題を整理しているところでございます。節が、第1節から第5節までございます。

その後に、章と同じレベルで、「地方公共団体における先駆的な取組事例」というものを 掲げているところでございます。これは、新基本法の第8条で、国の責務と同時に、地方公 共団体についても、その責務を謳っている条文がございます。この条文を踏まえまして、幾 つかの地方公共団体の独自の取組みが開始されておりますので、その先駆的事例を紹介しているものでございます。106ページをごらんいただきますと、「地方公共団体における先駆的な取組事例」ということで、青森県でございます。青森県は、「北東北食料基地宣言」というものを採択し、独自の取組みを展開しております。108ページが三重県でございまして、県民運動という形で、三重県地産地消推進県民運動というものを展開しております。110ページが高知県南国市の事例でございまして、これは地域の棚田で収穫したコメを学校給食に使用し、全市を挙げて食教育に取り組んでいる事例でございます。112ページが宮崎県の綾町でございまして、ここは独自の経営安定制度で自然生態系農業の担い手を支援するといったようなことでございまして、いずれもここで掲げておりますものは、地産地消という形の中で、生産者、消費者が参加する形の中での自給率の向上といいましょうか、農業の振興というものを図っている事例でございます。

また目次に戻っていただきたいと思います。その後が第 章「農業の持続的な発展」ということでございます。ここでは、農業生産の諸要素でございます、まず人の問題を第1節「担い手の育成確保と農業経営」で記述し、農地の問題につきまして、第2節「農地等の確保と有効利用」を記述しております。情報と技術の関係を第3節で記述しているところであります。第4節では、コメ、麦、大豆、野菜、果実、畜産等につきまして、直近1年間の需給の事情等々をここで紹介しているところでありまして、第5節で自然循環機能の維持増進についても記述しているところでございます。

第 章が、農業の持続的な発展の基盤となる農村の振興と農業の有する多面的機能の発揮を記述するところでございます。第1節で農村の現状に触れ、あわせ第2節では農業の有する多面的機能の中身でありますとか、特に多面的機能の発揮が期待される中山間地域の実情なり、12年度から実施しております直接支払制度の概要をここで記述しております。第3節では、そういった農村の総合的な振興をどのように図っていくかということを記述し、第4節では、その1つの有力な手法であります都市と農村との交流等の促進の必要性を記述しているところであります。

最後の350ページ以降に「むすび」がございますが、「むすび」は、動向編の報告において、第 章から第 章まで検討してきた結果を基本認識としてとりまとめた部分でございまして、この「むすび」を受けた形で、13年度に講じようとする施策が編成されているという構造になっております。

内容につきましては、4ページのところをごらんいただきたいと思います。そこに、第1部「食料・農業・農村の動向の主な内容」というものがございます。先ほど申し上げましたように、この白書全体の要約に当たるものでございますので、こちらで説明をしつつ、適宜、本体の方にも言及させていただきたいと思います。

第 章が「食料の安定供給確保」、第1節が「我が国の食料消費・食生活」でございます が、ここにおきましては、先ほどいいましたけれども、食と農との距離が広がっているとい うことを記述しておりまして、2つ目の黒ポツのところをごらんいただきたいと思います。 単身世帯の増加でありますとか、高齢化の進展、生活スタイルの多様化等を背景に、食の外 部化、サービス化、簡便化が進展しているということで、3つ目の黒ポツでありますけれど も、そういった中で、食料に関する知識なり農業に関する関心が低下するという形で、食と 農の距離が拡大しているように感じられます。これは、22ページをごらんいただきたいので 12というのがございます。消費者の意識の変化ということで、これは株式会社 博報堂生活総合研究所の「食と農業に関する意識調査」にあるものでございますけれども、 平成2年と11年の2度にわたって、幾つかのものは共通して調査をしております。特に顕著 なのは、上から3つ目の農業のイメージは縁遠いという部分でございまして、平成2年に比 べまして、11年は10ポイント以上大きくなっているということがみてとれます。23ページの コラムでありますけれども、これも博報堂生活総合研究所の「農業に関するお絵かき調査」 というものであります。農業といわれて思い浮かぶ光景ということで、標本数は53でありま すので、必ずしも一般化できないとは思いますが、この中で、身近に農業のある子供とそれ がない子供とでは、農業といわれて絵をかきなさいといった内容に顕著な違いがあるという ことが出ております。このような形で、特に子供たちの農業、あるいは食料に関する関心が

非常に低下しているというようなことを踏まえますと、食と農との距離を縮めていく努力が何よりも必要になってくるかと思います。

もとの4ページに戻っていただきまして、その後にもう1つ、食生活面での問題といたしましては、栄養バランスの崩れという問題と、食料口スの増加という問題がございます。食料口スにつきましては、新聞等でお読みかもしれませんけれども、先般、農林水産省で調査をした結果をここでご紹介しておりまして、27ページをごらんいただきたいと思います。そこに図 15、消費段階における食品口ス率というものを掲げております。これは、昨年8月、9月に調査したものでございまして、世帯調査につきましては、1,000世帯を対象にしております。ここで顕著な例というのは、3人以上世帯で高齢者がいる世帯といない世帯でかなり有意な違いが出ているのがみてとれます。それから、外食産業の関係での口スについては、結婚披露宴とか宴会というところで、かなりの廃棄といいましょうか、口スが生じているのがみてとれます。いずれにいたしましても、このあたりの調査は初めての調査でございまして、今後、何度か繰り返すことによって、時系列的にみていく必要があると思っているところでございます。

また4ページに戻っていただきまして、そのような状態を踏まえまして、文部省、厚生省、 農林水産省共同で食生活指針というものを策定したわけでございますけれども、今後は、こ の食生活指針の普及、定着になお一層の取組みが必要であるということであります。

第2節が「食料自給率と食料安全保障」の関係でございまして、ここで特に重要なところといたしましては、食生活の変化に伴って食料自給率が低下してきていることです。昨年の白書も分析した部分でありますけれども、そのことに加えまして、自給率向上に向けての関係者の一体となった取組みを推進していく必要があろうかと思っております。そういった観点から、自給率というものがどういうものであるかということを理解していただくために、コラムとして48ページをごらんいただきたいと思います。消費サイドから、食料自給率というのがどの程度のといいましょうか、どういった意味といいましょうか、思っているかというものをわかりやすく これは、幾つかの前提を置いて計算すればということでありますけれども、ご紹介しております。参考の表をごらんいただきますと、供給熱量自給率を1%向上させるのに必要な消費量の増加ということで、おコメでございますと、1人1日当たりの消費量の増加量としては、1日2食食べている方が平均とすれば、1食につき御飯をもう1口食べると、その分、見合いで輸入のカロリーが減るということになりますが、1%向上するという姿になるというような形で、消費サイドからいえば、こういった形の姿になるということをご紹介申し上げています。

恐縮でございますが、また4ページに戻っていただきまして、第3節であります。「食料の安定供給を支える食品産業と安全・良質な食料の供給」ということでございます。農業・食料関連産業の国内総生産額は約55.8兆円で、全産業の1割強のシェアを占めているということであり、特に食品産業に帰属している付加価値は全体のフードシステムの中の8割強を占めているという存在になっております。したがいまして、食品産業全体のあり方が国民にとっても非常に大きな影響を及ぼしてくるということになるわけでございます。

5ページの一番上のポツでございますけれども、特に事業活動に伴う環境負荷の軽減という観点から、容器包装リサイクル法が完全施行されたということもございますので、そういった取組みが求められておりますし、また、昨年6月の加工乳等に起因する大規模な食中毒事故の発生等によりまして、国民の方々の食品の安全性に対する不安感といいましょうか、安全性の確保という要請が高まっているわけでありますので、生産から消費に至る一貫した衛生管理体制の確立が重要な課題となっているわけであります。また、消費者からみれば、合理的な商品選択の判断材料ともなる表示の問題につきましては、昨年6月に、改正JAS法によって、すべての生鮮食料品の原産地表示が義務づけられたところでありますけれども、消費者の認知度は高いのですが、いわゆる八百屋さんだとか、そういった食料品の専門店の対応におくれが出ておりまして、表示の率を上げていくということが課題になっております。

第4節が「世界の食料需給と農業政策の動向等」でございます。この点につきましては、 昨年も分析をしたところでございますけれども、世界の食料需給は中長期的にはひっ迫する 可能性があると私どもはみているところでございます。特に世界の農政の潮流として、第4 節の黒ポツでいけば4つ目になりますけれども、米国、カナダ、EU等、主要先進国の農政の潮流は、生産刺激的な政策の切りかえを図る観点から、価格政策から所得政策に転換しているという世界的な潮流がございます。このあたりが我が国にもいろいろと影響を及ぼしてきているわけでございます。

第5節が「WTOをめぐる動き」ということで、昨年12月にWTO事務局に対して、WTO農業交渉日本提案を提出したところであります。その概要につきましては、2つ目の黒ポツにございますけれども、多様な農業の共存を基本的目標とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保、輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正等を追及する観点から対応方針を明らかにしたところであります。これにつきましては、国際的理解を得るために、EU、韓国等の連携を強化しつつ、粘り強い交渉を行っていくことが必要でございます。そういった観点から、大臣以下、農林水産省幹部も、さまざまな国にWTO日本提案の説明、意見交換を行っているところでありますし、また、今後は、これまで同様、関連情報の積極的開示等により交渉過程の透明化を図り、国民的理解のもとで交渉に努めていくことが何よりも重要だと考えております。

6ページをごらんいただきたいと思います。第 章「農業の持続的発展」についてでございます。第1節が農業の要素でございます人でございまして、「担い手の育成確保と農業経営」について述べているところであります。平成12年農林業センサスが出まして、引き続き農家戸数なり農業就業人口が減少を続けているわけでございますけれども、その中で特徴的な点についてでありますが、新規就農者が増加傾向にあるということもご紹介したいと思います。124ページをごらんいただきたいと思います。124ページの表 2が新規就農青年等の推移ということでございまして、表頭の1の新規就農青年の合計欄でいきますと、11年が11年もといった方がいいかもしれませんが、11,900人ということで、前年に引き続きまして11,000人台、若干ながらもふえているという形になっております。

もう1つは、こういった方々がどんなことを期待というか、要望しているかということでありまして、128ページをごらんいただきたいと思います。図 10で、新規就農者が今後の農業経営に対して望む支援対策(複数回答)というものでございまして、そこに出ておりますように、低利融資等資金の援助でありますとか、経営・技術面への指導・援助、農業機械のリース、農業施設の整備といったようなものが示されているところでありまして、農政としても、ここのあたりを踏まえて、きめ細かな支援対策と講じていく必要があるだろうと考えております。

6ページにまた戻っていただきまして、第1節の2つ目の黒ポツでございますけれども、 多様な担い手ということで、認定農業者のほかに、法人経営でありますとか、農業サービス 事業体、集落営農、第三セクター等について、意欲的な取組みをご紹介しているところでご ざいます。

3つ目が、認定農業者について紹介すると同時に、昨年、農地法が改正されて農業生産法人の要件が緩和されたところでございますので、そのあたりのご紹介もしているところであります。

4つ目の黒ポツでございますけれども、多様な担い手の1つの形態になるわけでありますが、特に独立して女性農業者の社会参画の高まりというタイトルで、女性の起用や個々の農業経営における女性の参画が進展していること、あるいは農業経営とのかかわりなどについて、ここでご紹介いたしているところであります。

その次のところで、そういった中で、農業所得なり農業経営がどういう状況にあるかということでございまして、特に近年の米価の下落によりまして、コメに依存する地域の農業所得の低下が顕著であるといった姿がみてとれるわけであります。このあたりをちょっとみていただこうかなと思いますが、まず164ページをごらんいただきたいと思います。表 8 で農家世帯と勤労者世帯の所得比較(平成11年)というのがございます。これは勤労者世帯と販売農家、主業農家、副業的農家別に記したものでございます。世帯単位でありますと、販売農家が勤労者世帯を上回っているわけでございますけれども、農家の場合、世帯人数が多いものですから、世帯員1人当たり所得に換算いたしますと、主業農家 この主業農家というのは、65歳未満の方が1人以上いて、その方が年間60日以上、農業に従事

されていて、所得のうち農業所得が2分の1以上を占める。いわゆる農家らしい農家と考えていただければいいと思いますが、そういった主業農家にあっては、勤労者世帯を下回っている水準になっているということであります。

もう1つは、製造業賃金に対する農業所得の割合ということで、これは1人1日当たり換算にしたものでございます。一番左側の数字が1人1日当たり農業所得の実数、その次の欄が常用労働者5人以上平均を100とした場合に農業所得がどの水準になるかということでございまして、昭和35年度に63.6、40年度に78.0であったものが、50年代以降、経年的に低下してきておりまして、平成9年で30.1、平成10年は販売農家、主業農家で分けておりますけれども、主業農家で大体5割の水準というのが農業所得の水準になるわけでございます。

167ページをごらんいただきたいと思います。これが農業地域別にみた主業農家の農家経済の変化ということで、平成7年と11年との比較でみたものでございまして、上が農業粗収益の増減額と作目別寄与度、下が農業所得及び農業所得率の増減ということでございます。上の表でいくと、白い部分が稲作でございまして、稲作がいずれの地域でも下に突き出しているということでございますので、稲作が減の方向に働いているということであります。所得ベースでそれをみてみますと、特に稲作の依存度の高い地域である北陸がそういうこともあって、所得ベースでも5年前と比べて減になっているということであります。いずれの地域も、所得率増減というのは一種の生産性を意味している部分でもありますけれども、これも東海を除いてはマイナスの領域にありますので、いずれも価格の下落に伴う生産性といいましょうか、所得率の低減を招いているということがみてとれます。

そのようなことがございますものですから、またもとのところへ戻っていただきまして、第1節の6番目のところになりますが、品目別の経営安定対策の導入を図っているところでございます。ただ、これにつきましては、いろいろと議論、意見がございます。先ほどみていただいたような所得なり生産額の減少といったような事態がございますので、その次の黒ポツになりますけれども、育成すべき農業経営に対して諸施策を重点的かつ集中的に講じられるよう、経営政策全体の見直しが必要だと考えております。また、経営全体でみて、農産物価格の変動に伴う農業収入、または所得の変動を緩和する仕組み等について、その確立を求める声がある中で、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、検討を行うこととしているところでございます。

第2節が「農地等の確保と有効利用」ということでございまして、農地につきましても、 農業就業人口と同様、減少過程にあるところでございます。しかしながら、耕地利用率につ きましては、平成11年は前年より0.3ポイント上昇し94.4%ということで、若干下げどまり の兆しがみえるのかなという状況があります。いずれにせよ、優良農地の確保なり農地の有 効利用を図る上で、計画的な土地利用の確保でありますとか、農業基盤整備を推進していく 必要があると考えております。

第3節が農業分野における情報化と技術開発、普及の推進についてでございます。情報化につきましては、インターネットの活用が大きなインパクトをもたらすのではないかとみております。また、技術開発の点につきましては、特に先端技術でございますイネゲノムの関係について取組み状況をご紹介申し上げますとともに、遺伝子組換え農作物について、特に消費者の方々のご関心が高いということを踏まえまして、202ページをごらんいただきたいと思います。以降、遺伝子組換え技術についての現状なり政府としての取組み状況をご紹介申し上げております。特に202ページのコラムは、開発途上国の食料増産に挑む遺伝子組換え技術ということで、農林水産省の国際農林水産業研究センターで開発をしております。技術について、遺伝子組換えの植物の技術についてここでご紹介申し上げ、203ページでは、遺伝子組換え農作物を取り巻く社会の状況に変化がみられるということ。遺伝子組換え技術の重要性について国民理解を深めることが必要であるといったようなこと。205ページに、遺伝子組換え農作物を食品として利用するための安全性審査が義務化されたということをご紹介申し上げているところでございます。

また 7 ページへ戻っていただきまして、第 4 節が「農産物需給の動向」ということでございます。この節では、コメ、麦、大豆、野菜、果実、畜産につきまして、この 1 年間の需給動向をご紹介申し上げているところであります。特におコメにつきましては、生産サイドを

調整するということに加えまして、消費拡大が非常に重要なポイントになってまいりますので、消費拡大についてもその取組みを紹介しているところでございまして、218ページ以降になりますが、218ページ、219ページをごらんいただきたいと思います。219ページにコメの購入動向(3年移動平均値の推移)というものを示しております。これは、総務省の家計調査と消費者物価指数からつくったグラフでございますけれども、元年以降7年までは、支出金額も減少するのですが、購入数量も減少してきたわけであります。しかしながら、7年以降は、支出金額そのものは、低価格志向ということもございますので、減っているのですけれども、購入数量の方はおおむね横ばいという形にみてとれます。これだけで全体を推しはかるのも危険ではありますけれども、そのほかのデータもあわせ考えますと、最近のコメの消費には下げどまりの兆候がみてとれるのではないかと考えております。

そのようなことも踏まえまして、 224ページをごらんいただきたいのでありますが、いずれにいたしましても、食生活指針の普及、定着という観点からも、米食、御飯食の定着なり消費拡大ということを図っていく必要があると思っておりますけれども、特に若い女性を中心におコメの消費が減ってきているということを踏まえまして、そこにコラムという形で、「ごはんを食べると太ってしまうと思っていませんか?」という形で、むしろ栄養面からみると、おコメというのはすぐれた食品でありますということをご紹介申し上げております。

またもとへ戻っていただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。畜産の関係につきましては、今、ヨーロッパで猛威を振るっております口蹄疫が、我が国でも92年ぶりに昨年、発生をみたところでありますけれども、関係者の対応によりまして、我が国は昨年のうちに清浄国に復帰しているわけでございます。そういったことの教訓を踏まえますと、自給飼料というものの対応が何よりも重要であるといったことをここでご紹介するとともに、牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病についての我が国の取り組み状況もここでご紹介申し上げております。

第5節が「農業の自然循環機能の維持増進」ということで、これは家畜排せつ物の適正な管理、利用でありますとか、農業用使用済みプラスチックの適正処理をご紹介申し上げているところであります。環境保全型農業についての取組み状況もご紹介申し上げているところであります。

第 章が「農村の振興と農業の有する多面的機能の発揮」ということで、第1節が「農村の現状」ということをご紹介した上で、第2節の「農業の有する多面的機能と中山間地域」ということで、先ほど申し上げましたけれども、9ページになりますが、直接支払いの取り組み状況についてご紹介申し上げております。特に12年度は初年度ということでございますので、取り組みには地域ごとの大きな差異がみられておりますけれども、今後、地方公共団体の一層の取り組み強化と本制度を契機とした地域活性化の活動等の活発化に大きな期待が寄せられているところであります。

第3節が「農村の総合的な振興」ということで、その振興に当たっては、1つ目の黒ポツにございますけれども、その中長期的なあり方を見据えつつ振興を図ることが極めて重要だと考えております。そういった観点からいろいろな対策を講じていく必要があるわけであります。特に5番目の黒ポツでありますが、都市と農村の間における人・物・情報の交流が新たな農村活性化の契機として広がる傾向にあるということが期待されるわけでありますけれども、都市から農村への移住者の受け入れに向けた支援が重要であると考えております。そういったことにも資することになるわけでありますけれども、特に、農業生産に、加工、流通や都市との交流までを複合的に加えたアグリビジネスの展開が、農村における雇用確保に大きな効果を発揮しているということをご紹介申し上げております。

また、情報化につきましても、特に情報の受発信の手段としてのインターネットの活用が 期待されるということであります。

第4節が都市と農村の交流等の促進ということで、グリーンツーリズム等を始めとした都市と農村の交流が活発化してきているわけでありますけれども、その中で、特に子供たちの自然体験の重要性について、これは近年、家庭や地域における教育力の低下等を背景に、豊かな心をはぐくみ、人格形成に大きな効果を及ぼすものとして、教育の面から注目されているところであります。そのようなことで、貴重な自然体験であるばかりでなく、子供たちの

農業に対する理解の醸成等の観点からも重要な取り組みだと考えておりまして、文部科学省 等を初めとする関係機関との取り組みの充実を図っていくこととしているところであります。

以上が動向編の分析でございまして、それを踏まえて、350ページ以降に結びを置いております。ここで、冒頭申し上げましたけれども、検討結果についての基本認識ということで、350ページの食料自給率目標の達成に向けた取組みの推進以降、354ページの15番目のWTOへの対応まで、13年度に講ずるべき方向性について、ここでとりまとめをしているところであります。

これを踏まえて講じようとする施策を編成したところでありまして、資料2の表紙をめく って、目次をごらんいただきたいと思います。この目次の整理の仕方が、先ほどの動向編の まとめの1から15までの柱の立て方を、おおむねといいましょうか、基本的には引き写して いるものでございます。講じようとする施策は、食料・農業・農村の動向、いわゆる白書で ございますが、白書を考慮いたしまして、本審議会の審議を経て国会に報告される内容でご ざいます。具体的な編成の仕方といたしましては、平成13年度予算案と、今開かれておりま す通常国会に提出している法案を前提に、昨年3月策定いたしました食料・農業・農村基本 計画の構成に従って整理したものでございます。特に第1章、第2章、第3章、第4章につ きましては、食料、農業、農村というフィールドについて、それぞれ施策分野で取りまとめ を行ったものでございます。5の団体の再編整備に関する施策と、7番目の食料、農業及び 農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取り組み、これが基本計画でいえば、 具体的な施策編とはちょっと別の切り口からとりまとめられた部分でございまして、これに ついて講じようとする施策をとりまとめ、6の部分、その他重要施策が13年度におけるトピ ックス的な課題ということで、WTO農業交渉への取組みでありますとか、あるいは6のセ ーフガード関連の取組みといったものをここでご紹介申し上げているという構成になってい るところであります。

以上でございます。

**今村会長** ありがとうございました。大変膨大な作業を巧みに解説していただきまして、 ありがとうございました。

ところで、平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策につきましては、甲斐諭委員を部会長とする施策部会がこれまで開かれてまいりました。そこでご検討にご尽力いただいておりますので、甲斐部会長から、施策部会での審議の経過、あるいは内容についてご報告いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 施策部会審議経過報告

**甲斐(論)施策部会長** それでは、施策部会における平成13年度において講じようとする 食料・農業・農村施策の審議経過をご報告いたします。

この講じようとする施策は、食料・農業・農村の動向を踏まえ、政府として、次年度の食料・農業・農村施策の取り組み方針を明らかにするものであります。食料・農業・農村基本法上、食料・農業・農村施策は、食料・農業・農村基本計画に沿って総合的かつ計画的に推進することとされており、現在の基本計画は、ご承知のように、昨年3月に策定されております。したがいまして、今回、施策部会において審議を行った平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策は、昨年度に策定されました基本計画に沿った施策の具体化に向けた13年度における取組み方針と位置づけられるものであると考えられます。

以下、順次、平成12年度における施策部会の審議経過をご報告いたします。

本年度の施策部会は、13年1月の中央省庁再編に伴う審議会の再編、統合を挟んで、3回にわたって審議を行いました。

まず、本年度第1回目の施策部会として、拡大前の旧食料・農業・農村政策審議会のもと、平成12年8月7日に第5回施策部会が開催されました。ここでは、各府省における平成13年度予算の概算要求とりまとめの時期に当たって、13年度予算要求に向けた基本的考え方や、農林水産省において新たに実施する政策評価等について説明をお願いいたしまして、これら

も踏まえて講じようとする施策の策定に向けた基本的な考え方をご論議いただきました。この際の審議におきましては、13年度において講じようとする施策については、基本計画に沿った構成とすること、また、基本計画に沿って、具体化される各府省の予算、法律制度等も総合的にとりまとめることなどの作成の基本的な考え方の整理を行ったところであります。また、大豆の本作化に向けた技術的課題や、本年度から実施される中山間地等直接支払制度の実施状況についても質疑がありました。

次に、平成12年10月16日に第6回施策部会が開催されましたが、ここでは基本法上講じようとする施策の策定の際に考慮すべきこととされている食料・農業・農村の現状等を事務局から聴取するとともに、各府省において、財政当局と調整中の食料・農業・農村関連施策のポイントの説明を受けまして、これを踏まえて、平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策の具体的な構成についてご論議をいただきました。また、将来に向けた農地の確保や、農村のアメニティーの向上、生鮮野菜の輸入増加と国内産地への影響、遺伝子組換え農産物の安全性の確保等、諸般の課題についても質疑が交わされた次第であります。

その後、平成13年2月16日に、新たな食料・農業・農村政策審議会が発足したわけでありますが、そのもとでの第1回施策部会が平成13年2月28日に開催されました。ここでは、食料・農業・農村の現状について、食料・農業・農村の動向に関する年次報告の案の要旨等に基づく説明を事務局から聴取しました。また、これを考慮しつつ、再編前の施策部会において審議を行った構成のもとに、昨年末にとりまとめられました平成13年度政府予算案等の内容をとりまとめた、平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)について議論を行い、その結果、同案については、おおむね各委員の了承をいただいたところであります。

なお、この部会においては、食生活に関連して、フードシステム全体の再構成、遺伝子組みかえ食品の表示問題の重要性の指摘があったほか、国際的な生産、需給についての情報分析、発信の取り組み、強化を求める意見、障害者を含む、だれでも住みやすい農村の振興や生産効率とハード重視の農村振興から、ソフト面、環境や景観に配慮した村づくりの必要性等、広範な分野にわたる意見が聞かれました。

お手元の資料2の平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)は、以上ご紹介いたしました審議を経てとりまとめられた資料に基づきまして、さらに内容を精査して、私が事務局の協力を得まして、若干の修正を加えたものであります。

最後になりましたけれども、本年度講じようとする施策の審議につきましては、1月という年度途中に審議会の再編、統合が行われたという特殊事情によりまして、新たに拡大された第1回施策部会においては、以前の施策部会から審議内容を引き継ぎ、昨年10月の審議経過を踏まえた議論を行わざるを得ず、1回の審議で委員のご承認をいただくという変則的な運営になりました。このため、1月から新たにご参加いただいた委員、専門委員の方には、十分な議論を尽くし切れなかった感もあるのではないかと考えております。こうした本年度の特殊事情を踏まえて、来年度におきましては、なるべく早い時期に、委員、専門委員にご参集いただきまして、意見を交換していただく機会を設け、基本的考え方や構成といった基本的なところから皆様に十分ご議論いただけるよう、部会運営に当たっていきたいと考えております。事務局におかれましては、この趣旨を十分受けとめていただいて、対応していただけますようお願いいたします。

以上、審議の経過等についてご報告申し上げました。

# 今村会長 ありがとうございました。

ただいま、武本企画評価課長から平成12年度の年次報告案、それから、そのとりまとめの上に立った平成13年度において講じようとする施策の案につきまして説明がありましたし、甲斐部会長から、施策部会の検討経緯、内容についてご報告がありました。

以上、全体を含めまして、皆さん方からご意見、ご質問いただきたいと思います。何せ時間がなかなかないし、それからまた膨大な報告で、立ち入ったご意見ということはなかなか難しいかと思いますが、どうか簡潔にご意見、ご質問いただきたいと思います。どうぞ、どなたからでも、よろしくお願いします。

稲田委員 福井県で農業をやっております稲田です。

食と農の距離が拡大している中で、地産地消の1つとして、及び農産物の生産から流通、販売にわたり、消費者と密接に連携した高付加価値農業の推進というアグリビジネスの施策が講じられておりますけれども、私ども農業者及び農業法人が、このアグリビジネスへの事業展開を行うに当たってですが、事業の内容が、農業及び商業など、多方面にまたがることなどから、資金の調達が非常に難しいという実情がございます。信用力及び担保能力の面で、農地及び農業者というのは非常に不利な面がございます。また、各信用保証機関なども、農業及び商業の2つにまたがるということになりますと、その保証というものが非常に難しいというご意見もございました。細かいことは特に申し上げませんけれども、農業の第六次産業化の推進というものも非常に重要な方向でありますので、基本法に謳っております農地の多面的な機能の発揮ということにあわせまして、農業者及び農業法人の多面的な機能の発揮ということにも、施策の運用面でのきめ細かな対応をお願いしたいと思います。以上です。

**今村会長** ありがとうございました。ご意見いただいたということにさせていただきたいと思います。

そのほかございますか。

大堀委員 この目的を達成するために、担い手の育成が重要だということが説かれているわけであります。そのとおりだと思っております。平成11年で総農家というのが324万戸。うち主業農家が、65歳未満の専従農業者ということで48万戸ということの整理の中で、それが平成22年では、農家戸数が230から270万戸、その中で、家族農業経営者が33万から37万戸、さらに法人は3万から4万戸ということになっていますね。

そこで質問なのですが、11年で65歳未満が48万戸ということでありますけれども、しからは、22年になった段階での33万から37万戸という年齢構成をどうみているのかという質問であります。ということは、いかに平成10年、11年で11,000、あるいは19,000人の新規就農者があったとしても、私は平成22年の数字をどうしても信用できない状況にあるわけであります。ということは、現実に農村、農家の現場にいる私からすると、農業従事者を確保することがどうしてもできないということが、今、最大の課題だと思っている関係上、このことについて質問させていただきます。

企画評価課長 農業構造の展望のお話でございますけれども、こちらの参考資料 1 の12ページをちょっとごらんいただければいいと思うのですが、この農業構造の展望は、平成11年をベースに、22年、西暦2010年を見通した展望でございます。65歳未満の農業専従者がいる主業農家48万戸でありますけれども、まず、効率的かつ安定的な農業経営という破線で囲まれた部分でございますが、これの定義でございます。これは、その地域において従事されている他産業従事者の方と同等の年間労働時間で、その地域の他産業従事者の方と遜色のない生涯所得を上げるような主たる従事者のいる農業経営というように定義しております。そういった効率的かつ安定的な農業経営の中で、家族農業経営というように定義しております。そういった効率的かつ安定的な農業経営の中で、家族農業経営というは、この33から37万戸と。この33から37万戸は、少なくともお 1 人は65歳未満の農業専中から33から37が生まれてくるのか、それとも、現在はその他農家の276万戸の中から、経営改善なり、規模拡大を図って、そちらに移っていかれる方もいるのかもしれませんので、48万の中からのみこれが出てくるとみているわけではありません。

ただ、おっしゃるように、農家戸数、特に農業従事者が減って、高齢化が進んでいるおりますものですから、先ほどみていただきました青年就農者、39歳未満の、相対的に若い農業従事者が新規に参入してくる必要があるだろうと思っておりまして、平成22年の見通しの前

提となる新規の就農青年の数というのは、大体13,000から15,000人を前提にして、ここまで来るだろうという推計の仕方をしています。したがって、ひとときの数千人のオーダーから、やっとふえてきたといっても、まだ、11,000人のオーダーですので、この11,000人のオーダーでとどまったままでいけば、当然、構造展望でいうところの数字はなかなか難しい事態になってまいります。

したがって、いろいろな施策を講ずる中で、先ほど説明申し上げました新規就農、特に若い方々の就農を促進していくということが、農政上、重要な課題になっていると私たちは思っております。

大堀委員 つまり、13,000から15,000人の新規就農者がなければ、このシミュレーションは成り立たないという前提でありますね。

### 企画評価課長 はい。

大堀委員 わかりました。それが実現できるような施策をどう構築するか、それが最大の 課題だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。時間がないものですから、それ でとどめます。

今村会長 そのほか、いかがでございましょうか。はい、どうぞ、江頭委員。

江頭委員 自給率目標45%の設定のときに私は参画したので、そのことがどうなっているかということに大変関心があるわけでありますが、ちょっとご説明いただきたいのは、結局、40%まで落ちたものを45%まで戻すということは、私は非常に大事なことを決めたと思っているのですが、そのことは国民の理解というか、そこがいろいろな施策を展開するポイントだと思うのです。そういう意味での、このことの広報というのはどのようにやっておられるのでしょうか。ちょっとご説明いただきたい。

**総合食料局長** 委員からご指摘のとおり、自給率の具体的な数字の向上という点では、生産面の努力はもちろんですけれども、特に消費面での具体的な取り組み、あるいは流通確保も含めてですが、一体的な取り組みがないとできないということで、食生活指針の消費者への働きかけの中で、常に自給率問題と一体的な議論をさせていただいております。講ずる施策のところでも触れておりますが、13年度、今までどちらかというと、中央といいますか、東京で比較的そういう議論をしてきたわけですけれども、具体的な各地域での取り組みが特に重要だということで、その面での施策の充実も図らせていただいているという状況でございます。

**今村会長** よろしゅうございますか。 そのほか。どうぞ、甲斐麗子委員。

甲斐(麗)委員 私は、消費者の立場で、やはりどんなに技術が進みましても、自然相手の農業や漁業は、環境に対する浄化の努力ということを各方面にアピールしていかなければ成り立たないと思います。漁業白書にしましても、農業白書にしましても、自然に対します浄化の面のところで言葉が欠けているのではないか。もっと大きな声を出していいのではないかということをずっと申し上げてきました。

今回も、つい先日、コーデックス委員会で、カドミウムの 0.2 p p m が基準素案として採択されたというニュースを新聞記事で読み、深刻に受けとめました。というのは、食生活指針の中でも、お米を食べましょうという運動を進めております最中であります。昨年からいるいるご調査なさっていることに対しても、情報開示の要望書をお出ししてありますが、ちょうど1年目、コーデックスで採択されたということは、日本はコーデックスに加盟しておりますから、もちろん重大な問題として、1 p p m を許しております食品基準などの見直し

に入らなければならない事態が来ているのだと思います。

今、食糧庁は 0.4 p p mで抑えておられますけれども、情報というのはひとり歩きすると怖いですが、でも情報を提供しながら、日本の国土をきれいにしていくとか、適地適産のものをつくって、できるだけ地産地消を進めながら自給率を上げるしかないのですから、消費者の国産品を買いたいという要望に対して上手に情報を公開しながら、みんなが国土を考えるようになるようにご指導いただけるよう、白書の中でも自然環境に対するところをもっと強く打ち出す必要があろうかと考えます。

今村会長 ありがとうございました。特別、お答えはよろしいですか。ご意見として承っておきます。

そのほか、いかがでしょうか。

中村(良)委員 私は、大学がバックグラウンドなものですから感じるのですけれども、後半の方でご説明いただきました13年度の施策の方はよろしいのですけれども、前の方の動向案で、研究とか調査について、ゲノムとかITに偏重していて、よくわかりませんけれども、今のところ広い立場がちょっと足りないような印象があります。今後、例えば、環境と生産をどう調和していくかということに対する研究とか調査とかいうのは、ますます必要になると思いますので、今年度はこれで十分と思いますけれども、将来に向けては十分に配慮していただきたいと思っております。

以上でございます。

井上専門委員 自給率を1%上げるためには、おコメを一口余分に食べるとか、豆腐を月に3丁多く食べるとか、これは大変わかりやすくて、我々外食産業としても取り組みやすいのですが、問題は、このようなキャンペーンをやっていった結果、必ずしも一口分、3丁分が国産のものに振りかわるという保証はないわけです。

それで、問題は、このプログラムをみてみますと、農業のことについては多くの時間を費やして説明されていますけれども、実際、この一口分、あるいは3丁分をどうして国産のものに転換し得るのか。国産の自給率アップにつながる、それは必ず、消費者と生産者との間の流通の価格、そういうものの大きなテーマとなって取り上げられるべきであって、仮にこのようなキャンペーンをした結果、ブーメランのように、さらに日本の農業の衰退につながってくるという危険性もあるわけです。

したがって、自給率アップすることと同時に、農業の方も、儲からないといっているものを、儲かるものにし、なおかつ外国産の物と比べて、価格を比較しても遜色ないものになるかということを同時にやっていかないと、必ずしもこの自給率1%分が消費者に向いていくとは思いません。

今村会長 ありがとうございました。どうぞ。

安土専門委員 今のに関連してなのですが、この48ページの御飯をもう一口というのは非常にわかりやすいことなのですが、不特定多数の大勢を相手にした商売では、いつもこういうことを考えるのです。私どもでいうと、今来ているお客様が1日100円ずつ余分に買ってくれると、数十億円の利益がふえるのです。そういうことをよくいうのですが、実際はそういうことはないというか、1人が食べているおコメの量や、1人が買っている食品の数というのは、むしろ結果として決まってきているのです。

したがって、こうしたことを切り口にして、ここから、みんな御飯を少し余分に食べたら 自給率が上がるよというのは非常にわかりやすいけれども、余り意味のないことであって、 やはり全く別の切り口から切っていかないといけない種類のことだと思うのです。わかりや すいだけに、非常に危険性というか、みんなが努力すれば自給率がすぐ上げられるのではな いかという誤解が出てくることの方がむしろ問題で、それが何か、御飯をたくさん食べない と非国民だというようなことつながってくるのは非常に怖い気がいたしますので、たとえ話 としては非常によくわかりますが、余りこれを強調するのはちょっとどうかなという気がしますので、これそのものがいけないということではないのですけれども、念のため申し上げたいと思います。

**今村会長** ありがとうございました。 それでは、はい、日和佐委員。

日和佐委員 要望です。コンセンサス会議を、遺伝子組換え食品に関して開催されました。これは非常に先進的で、評価できるいい試みであったと思っております。せっかく遺伝子組換え食品をやったわけですから、これ1回で終わりにしないで、今、話題になっております自給率向上、あるいは御飯を食べようでもいいです。やはりコンセンサス会議のような会議を積極的に取り組んでいくということが、国民の中でさまざまな議論を巻き起こして、どのように合意が得られるかということを探ることにつながっていくと思いますので、終わりということではなく、今後積極的に試みていただきたいと思います。

**今村会長** ありがとうございました。 平野委員、どうぞ。

平野委員 井上専門委員のお話にもありましたけれども、とにかく外食にどういう食材が使われているかということを、もう少し見直すページがたくさんあった方がいいのではないかと思っているのです。今のこの報告書では、農業の生産サイドのこと、実際に食べる消費サイドのことはたくさんあって、これはこれでとても大切だと思っているのですけれども、結局、例えば一番顕著な例で、仕事している人は、ランチは外で食べている人が圧倒的に多い。そして、外食そのものの食べる人の比率、それは内食と比べて、やはり伸びつつあるという現状をみますと、外食の需要者はすごく多いと思うのです。これが減っているならともかく、ふえている間は、やはり中間の流通の部分、それから外食産業、そして、先ほど甲斐委員からあった環境のこと、そういったことなどをもっと手厚くデータをたくさん入れて、考えていくページがあった方がいいのではないかと思っております。

そして、今のままですと、外食というのは、何か輸入物を使っていて、栄養バランスは余り考えられていないのではないかというイメージが非常に先行しているような気がするのです。そういう中で、家で家族のきずなを大切にして、食材を直接手にとってお料理しましょうということが強調されてしまうと、実際に食べる人の多い外食の部分も、その素材、食材について考えるきっかけというのはどんどん少なくなってしまうのではないか、それがちょっと不安なのです。ですから、外食の中身をもう少し、もう1回見直して、外食の中身がよくなれば、それはそれでとてもすばらしいことだと思うし、さらに、先ほど井上専門委員がおっしゃったように、そこに日本の食材がたくさん使われれば、農家の方たちにとっても、ひいてはいい結果が出てくるのではないか。もちろん、そのときには外国との輸入のバランスも考えなくてはいけないと思っております。

**今村会長** ありがとうございました。 坂本元子委員、どうぞ。

坂本(元)委員 食生活指針の普及ということでございますが、さきほど総合食料局長からもお話がありましたように、自給率アップについても、食生活指針の普及に力を入れたいということで、13年度に講じようとする施策の中に、食を考える国民会議を中心としたマスメディア等の各種媒体を使うという、いわゆる普及活動が1つあります。その後に、各地域における計画と、食教育の充実に向けた教材の充実というようなことで、これが単発的になっているような印象があるのです。マスはマスで、これは結構なことだと思うのですが、もう1つ、組織的に普及組織をつくる必要があるのではないかと考えるわけです。

例えば、食生活指針は3省でお出しされました。それは農水省の審議会ですので、こうい

うことを申し上げていいかわかりませんが、この普及のためには、トップ、3省が一緒になられまして、その次に普及計画、あるいは教育計画などをつくるヘッドがいて、その下に、それぞれの省庁の中堅の組織があるはずなのです。保健所であるとか、地域保健センターであるとか、地域農業改良普及センター、それから学校もあります。その下には、それぞれに草の根的に働いてくれる食生活改善推進員、これは無給で働いています。それから、4Hクラブが恐らく昔はありました。今、JAの青年部か何かが下部組織としてあるはずです。それから、学校には学校栄養士という、一番下の根で国民に接する層があるわけで、これをぜひ組織的、ピラミッド的にお考えいただければ、今年は昨年に比べて予算がたくさん計上されております。パンフレットをつくってばらまくだけでは決して普及しないと思っています。しかも、易しく書いてある背景にどういう問題があるかということが、この指針だけをみてもわかりません。したがって、その背景に何があるか、どうして自給率を上げなければいけないかというのを、易しく伝える教材開発という、ヘッドのセクションが必要ではないかと思うわけで、13年度にはこういう単発的な活動が計画されておりますけれども、14年以降には、ぜひ組織的な普及活動をご計画いただければと思います。

## 今村会長 ありがとうございました。

まだ皆さんご意見、ご提案あるかと思いますが、ちょっと時間の都合もございまして、もう1つ議題がありますので、このあたりで整理させていただきたいと思います。非常に多数の委員の皆様から、大変いいご提案をいただきました。ただ、私、伺っているところでは、平成13年に講じる施策におおむね入っているものの、ただ、こういうところについてはもう少し力点を置いて、あるいは明確にして推進していただきたいという趣旨のご提言が非常に多かったように受け取りました。

今日、いずれにしましても、先ほど農林水産大臣から諮問のありました事項に対して答申しなくてはなりません。私どもで答申案文を用意しているのですけれども、それを配らせていただきまして、できれば、皆さんのご賛同いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

平野委員 もう意見はだめですよね。

今村会長 後で、字句の修正その他は私がやりますから どういうことですか。

平野委員 いえ、ごめんなさい。私、ずっと農業がはぐくむ文化について取り上げていくことが必要ではないかということを言い続けてきていたのですけれども、その部分が平成13年度において講じようとする施策の中にも非常に少ないような気がしたので、これからその点も考えていただければと思いまして。済みません。

今村会長 では、それも含めさせていただきます。

鷲谷委員 すみません、いいでしょうか。施策について一言だけよろしいでしょうか。

今村会長 はい。

**驚谷委員** 自然循環機能の維持増進に対する施策の中に、細かいことなのですけれども、ちょっと気になることがありまして、それは、72ページの環境負荷低減に資する技術の開発・普及というところに、生物系農薬の実用化の促進という言葉があるのですが、生物系農薬に関しては、新たな環境負荷をもたらす可能性などを心配しているところでもありますので、実用化を促進するというよりは、十分なアセスとか検討というのがその前に必要なのではないかと思います。

答由

**今村会長** わかりました。それでは、後程申し上げますが、字句の修正その他、私の方に後でご一任いただいて、間違いなく処理したいと思いますが、一応、答申案文としまして、お手元にありますように、本文だけ読ませていただきます。

「記 平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である」。このように答申したいと思います。それで、今までご提言あったことなどを踏まえて、中身の点については、これから施策の中で具体化するに当たって重点的に配慮していただくと同時に、今、驚谷さんからご提案あったことは、ちょっと聞こえないところもあったのですけれども、後で私なりに字句修正その他はご相談の上応じますので、よろしくお願いします。以上の答申でいかがでございましょうか。

### [「異議なし」の声あり]

今村会長 ありがとうございました。異議なしということでございますので、字句の修正などは、この後、また皆さんからお伺いすることにしまして、会長一任ということでさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

# [「異議なし」の声あり]

**今村会長** それでは、そのように取り計らせていただきまして、お配りした答申案を当審議会の決定として、答申を金田大臣政務官にお渡しいたしたいと思います。

農林水産大臣 谷津義男殿

12農政指針第61号

平成13年3月21日 食料・農業・農村審議会会長 今村奈良臣

平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策について

#### **竺由**

平成13年3月21日付12企第542号をもって諮問のあった平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、下記のとおり答申します。

記

平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

### [ 答申書手交]

金田大臣政務官 審議会の専門委員、委員の皆さん、本当に膨大な量の答申内容につきまして、短い時間でこのようなご審議をいただきましてありがとうございます。また、皆さん、ただいまいただきました答申につきましては、まずもって心からお礼を申し上げさせていただきます。

当日、本審議会においてご答申いただきました平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策については、できる限り速やかに閣議決定を行い、皆さん方のご理解とご支援をいただきながら、その推進に全力を尽くしてまいりたいと思います。これまでのご尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げます。今後とも農政の推進について、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

あと、いろいろなことが頭の中にあると思います。専門の委員、それこそ委員の先生方で ございますので、その都度、電話等々でも結構でございますので、ああいう資料はどうなっ ているかとか、あのことはどうなっているか等々、いろいろとこの審議会を続けていく上で、いろいろなご意見があったり、あるいは疑問に思うことがあったら、当農林水産省の方にご質問等々、あるいは要求等々していただければ、その都度、先生方のご要求におこたえさせていきたいと思っております。

本日は短い時間で、こんなに重要な答申をいただきまして、ありがとうございました。

# 議事の公開及び議事規則の決定

今村会長 引き続きまして、当審議会の会議の公開について審議を行いたいと思います。 2月16日に行われました第1回総会におきまして、何人かの委員の方から、当審議会の議事は原則として公開すべきであるとのご意見がありました。他方、会議を公開することの影響や、その意義についてもご意見があったところであります。これらご意見を踏まえまして、最初に申し上げましたとおり、既に発足した各分科会の会長になっておられる委員のご意見等も伺った上で、事務局と相談しまして、案を用意しております。

案の内容につきましては、武本企画評価課長からご説明いただきたいと思います。よろし くお願いします。

企画評価課長 お手元の資料のうち、資料3、4、5、それから3の上に1枚紙の議事規則の改正案と現行の比較対象をしたものがあろうかと思います。

まず、資料ナンバー5をみていただきまして、現在の食料・農業・農村政策審議会が、1月5日以前、そこの右側に書いてございます審議会を統合して、再編したものが今の形になるということになります。そこにございますように、審議会の下に分科会が5つ設置されておりまして、分科会の下に幾つかのものは部会を既に設置しておりますし、これから設置しようとしているところもあるという状況にあるわけです。

議事規則そのものは、この本審議会だけのルールではなく、ここに書いてある分科会、部会、すべての共通のルールというのが今の議事規則のつくり方になっています。議事を公開することにつきまして、事前に関係の方々のご意見を承ったところ、多くの審議事項につきましては会議を公開しても差し支えないという方向でございましたけれども、幾つかのものについては、議事は非公開とすべきであって、議事録のみを公開すべきではないかという部分がございます。これにつきましては、例えば総合食料分科会の食料の需給見通しに関する審議を行う場合、これは消費者の人だとか、そういうところの方々のご意見を聞いて需給見通しを立てていくものでございますので、こういったところでは会議を非公開とすべきではないかというご意見。あるいは、経営分科会では、家畜共済診療点数表の付表、薬価基準等に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法に関する審議というのをやるのでありますけれども、これらも議事を非公開という形にすべきではないかという考え方がございました。また、生産分科会の中に統合されます畜産物の関係の価格等々についても、ここは会議の非公開とあわせまして、議事録も原則として非公開にすべきではないかといったご提案が示されております。

そのようなことを踏まえまして、お手元に用意しました案は、資料ナンバーが振っていない、改正案と現行の比較の可能な1枚紙をごらんいただきたいと思います。下に現行が書いてあります。第3条第2項で、会議は非公開とし、会議の運営に支障がないと認める範囲内で議事録を一般の閲覧に供するものとするというのが、先般、2月16日にご決定いただいた議事規則でございますけれども、これを上のように改正したらいかがかというものでございます。第3条第2項は、まず、会議は公開とする。原則公開という位置付けにしたらどうか。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。第3項といたしまして、会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。それから、第4条に、議事録で、これは現行の第2項に書いてあったものを独立させまして、議事録は一般の閲覧に供するものとする。ですから、名前つきの議事録が原則公開となります。

ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて、議 事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができるという形です。

まず、原則形をここに置きまして、議事規則の資料ナンバー3の3ページの第8条をごらんいただきたいと思います。これは、今の議事規則に載っておりますけれども、要するに、第2条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。ですから、分科会の場合には分科会長がこれを決めるということでありますし、部会の場合には、部会長が決めるという形の規定でございます。こういった形で、それぞれの分科会なり部会のテーマによって、会議の公開の取り扱いなり、議事録の公表の取り扱いが決められるようにしてはいかがかというものでございます。

あわせて、公開の場合のルールでございますけれども、資料ナンバー4でございます。食料・農業・農村政策審議会の会議の公開について(案)でございまして、公開については下記のとおり取り扱うものとするということで、まず、1が、事務局は審議会の会議の開催を開催日の10日程度前に公表するものとする。その際、会議の日時、場所、議案、傍聴可能人数、傍聴の申し込み方法及び傍聴に当たっての留意事項を明らかにするものとする。

留意事項は下の米印のところにありますが、食料・農業・農村政策審議会の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがありますということで、 は事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。 は携帯電話、ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴すること。 は、傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むことということで、5点。 は、銃砲刀剣類その他の危険なものを議場に持ち込まないこと。 その他、会長、分科会長、部会長及び事務局職員の指示に従うことという留意事項を付してお知らせする。

次の2では、審議会の会議の傍聴の申し込みは、会議の開催日の3日前まで受け付けるものとする。なお、申し込み人数が傍聴可能人数を超えた場合には、事務局において抽選を行うこととする。3、事務局は会議の開催日の2日前に、審議会の会議を傍聴することが可能な者に対し、出席は可能であることを連絡するものとする。4、審議会の会議の傍聴の申し込みを行わなかった者が、会議の開催日に会議の会場において傍聴を希望する場合には、傍聴の申し込み者が傍聴可能人数に達していない場合、傍聴の申し込みを行った者から欠席の連絡があった場合等、傍聴可能人数に余裕が生じた場合に、先着順で傍聴を認めることとする。こういったことで、これも審議会でお決めいただいて、いわゆる運営要領という形でお定めいただければと考えております。

以上でございます。

# 今村会長 ありがとうございました。

ただいま企画評価課長からご報告ありましたように、議事規則の改正、会議の公開についての留意事項、あるいは約束事、こういうことを私ももちろん協議して、こういう案をつくったのですけれども、これについてご意見いかがでしょうか。特に、前回、問題提起された日和佐委員はいかがですか。

日和佐委員 ご努力いただきまして大変ありがとうございます。

今村会長 よろしゅうございますか。そのほか委員、特段ご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

今村会長 ございませんようでしたら、こういう形で、これから進めていきたいと思います。

なお、ただいまご承認いただきました議事規則については、平成13年4月1日から適用するということにさせていただきたい。その趣旨を踏まえ、本日の配付資料については公開とするとともに、議事録についても発言者のお名前を付して公開することとしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。一応、4月1日から議事規則は適用するのだけれども、

きょうのところも公開してみよう、早速やりましょうということでいかがでしょうか。

# 〔「異議なし」の声あり〕

今村会長 特にご異議なかったら、そのように取り計らせていただきます。

はかにご意見ございますでしょうか。今回、第2回なのですが、以前の政策審議会からみると人数が倍以上にふえたわけです。だから、しっかり議論するためには、時間をもうちょっととらなくてならないかなということを痛感している次第でございますが、きょうは大変申しわけがない、皆さんに十分なご発言の時間もないまま、消化不良のところもあったかと思います。字句の修正のその他は、私にご一任いただければ、そのように取り計らせていただきたいと思います。

きょうはせかしてしまいましたけれども、これで本日の第 2 回審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

閉会